

土岐市告示第107号

土岐市普通財産の土地の売払に関する要綱（平成24年告示第20号）に基づき、一般競争入札により土岐市が所有する普通財産の土地の売払を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により告示する。

令和7年9月12日

土岐市長 加藤 淳 司



1 一般競争入札により売払する物件

| No. | 土地の所在地番 | 地目 | 公簿地積 (m ²) | 実測地積 (m ²) | 最低売却価格 (円) | 入札保証金 (円) |
|-----|---------------|-----|------------------------|------------------------|------------|-----------|
| 1 | 下石町字西山342番21 | 雑種地 | 445.00 | 445.39 | 6,120,000 | 612,000 |
| 2 | 下石町字陣所前2030番1 | 田 | 198.00 | 198.76 | 412,000 | 41,200 |
| 3 | 駄知町字追分893番43 | 山林 | 673.00 | 673.62 | 8,020,000 | 802,000 |
| 4 | 泉町定林寺字竈469番5 | 宅地 | 158.79 | 158.79 | 3,910,000 | 391,000 |

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する処分を受けている団体及びその団体の役職員又は構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

(5) その他市長が不相当と認める者

3 入札参加申込みの受付期間、場所及び物件の確認

(1) 受付期間 令和7年9月25日(木)から令和7年10月16日(木)まで。時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 場所 土岐市総務部管財課(土岐市役所1階)

(3) 物件の確認 現地説明会は行わない。入札参加者は売払い物件について現況及び利用等に係る諸規制等の調査確認を行い、入札参加申込みを行うこと。

4 契約条項を示す期間及び場所

契約条項は、令和7年9月12日(金)から契約締結日まで、市ホームページ又は管財課窓口において示すものとする。

5 入札参加申込みの方法

入札参加者は、前項の受付期間に一般競争入札参加申込書兼受付書のほか次の各号に掲げる書類を一般書留、簡易書留、レターパックによる郵送又は持参により提出すること。郵送による申込みの場合は、受付期間の最終日までに必着とする。

(1) 受付日前1月以内に発行された住民票(個人の場合に限る。連名の場合は全ての者の分。)

(2) 受付日前1月以内に発行された法人全部事項証明書(法人の場合に限る。連名の場合は全ての法人の分。)

(3) 身分証明書(個人の場合に限る。連名の場合は全ての者の分。)

(4) 誓約書

6 入札保証金

(1) 入札参加者は、次号の納付期限までに入札保証金として最低売却価格

の100分の10に相当する金額（算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

- (2) 納付期限 令和7年10月31日（金）（入札参加者が入札書を提出する日の方が早い場合は、その提出日）まで
- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、納付者が指定する金融機関の口座に返還するものとする。
- (4) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。
- (5) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

7 入札、開札の日時及び場所

- (1) 入札期間 令和7年10月22日（水）から令和7年10月31日（金）まで。時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 開札日 令和7年11月4日（火）
- (3) 開札開始時間 午前10時から物件番号順に行う。
- (4) 開札場所 土岐市役所 1階 会議室1
- (5) 立会等 入札者等関係者は、各（社）2名まで立会うことができる。
一般競争入札参加申込書兼受付書の写しを持参すること。

8 入札に必要な書類

- (1) 入札書
- (2) 一般競争入札参加申込書兼受付書の写し
- (3) 入札保証金の納入済通知書の写し（領収印有りのもの）
- (4) 委任状（代理人により入札する場合）
- (5) 印鑑（入札参加申込書に押印したもの。ただし、代理人により入札する場合は、委任状に押印した代理人の印鑑）

9 入札の方法

- (1) 入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名押印の上、他の書類と分けて封かんして封印した後、一般競争入札参加申込書兼受付書の写し（受付済のもの）及び入札保証金の納入済通知書の写し（領収印有りのもの）を添付し、一般書留、簡易書留、レターパックによる郵送又は持参

により提出すること。

(2) 持参する場合、代理人は入札の前に委任状を提出すること。

(3) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の無効事項等

土岐市契約規則第14条各号及び土岐市郵便入札実施要項第9条各号に該当する入札は、無効とする。

11 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた者が入札を辞退しようとするときは、令和7年10月31日（金）午後5時までに一般競争入札辞退届を管財課まで提出すること。

12 入札又は開札の中止

市は、天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することができる。

13 落札者の決定

(1) 開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高価格の入札者を落札者として決定するものとする。

(2) 落札となるべき価格の入札者が2人以上あるときはくじにより落札者を決定するものとする。

14 契約の締結

(1) 落札者は、令和7年11月17日（月）までに売買契約を締結するものとする。

(2) 契約書は、土岐市契約規則第26条の規定に基づき作成するものとする。

(3) 市は、落札者が第1号に規定する期間までに売買契約を締結しない場合又は入札の日から契約締結の日までの間に第2項に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、当該落札者との契約を締結しない。この場合において、入札保証金は市に帰属するものとする。

(4) 市は、前号の規定により当該落札者との契約を締結しない場合、最低売却価格以上で、次点で高い価格を入札した者（以下「次点落札者」という。）を当該契約の相手方とする。この場合において、市は次点落札者と

令和7年12月1日（月）までに売買契約を締結する。

15 売買代金の納付

- (1) 落札者は、契約締結の日から30日以内に、契約金額から契約保証金の額を控除した金額（以下「売買代金」という。）を市が発行する納入通知書により一括納付しなければならない。
- (2) 市は、落札者が前号に規定する期限までに売買代金を納付しないときは、契約を解除するものとする。この場合において、契約保証金は市に帰属するものとする。
- (3) 市は、前号の規定により当該落札者との契約を解除した場合、次点落札者を当該契約の相手方とする。この場合において、市は次点落札者と令和7年12月16日（火）までに売買契約を締結する。

16 契約上の主な特約

落札者は、売払い物件の活用に当たっては法令等の規制を厳守するほか、売払い物件を暴力団関係の施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供してはならない。

17 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたとき落札者へ移転するものとする。
- (2) 市は、売払い物件を現状有姿のまま落札者へ引渡すものとする。
- (3) 所有権移転の登記手続は、市が行うものとする。
- (4) 売買契約書に貼付けする収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税は、落札者の負担とする。

18 この告示についての問合せ先

土岐市総務部管財課（土岐市役所1階）

電話 0572-54-1111（内線246）

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地